

特設水道条例施行規則

昭和 39 年 4 月 1 日

規則第 49 号

改正 平成 5 年 3 月 31 日規則第 36 号

平成 6 年 10 月 18 日規則第 70 号

平成 12 年 3 月 31 日規則第 75 号

平成 15 年 3 月 25 日規則第 11 号

平成 16 年 3 月 26 日規則第 18 号

平成 18 年 3 月 31 日規則第 42 号

平成 18 年 9 月 29 日規則第 80 号

平成 19 年 3 月 30 日規則第 35 号

平成 19 年 12 月 25 日規則第 79 号

平成 24 年 3 月 30 日規則第 7 号

特設水道条例施行規則をここに公布する。

特設水道条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、特設水道条例（昭和 39 年兵庫県条例第 62 号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成 5 年規則 36 号〕

(知事が公衆衛生上必要と認めるもの)

第 1 条の 2 条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する知事が公衆衛生上必要と認めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設に布設されるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校のうち、小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは幼稚園（特別支援学校にあつては、高等部のみを置くものを除く。）又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校のうち、これらに類するもの
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）
- (3) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設のうち、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは軽費老人ホーム又は同法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム
- (4) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 27 項に規定する介護老人保健施設
- (5) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院

追加〔平成5年規則36号〕、一部改正〔平成15年規則11号・18年42号・80号・19年35号・79号・24年7号〕

(水道施設の増設及び改造の工事)

第2条 条例第2条第4項に規定する規則で定める水道施設の増設又は改造の工事は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(水質基準)

第3条 条例第3条第2項に規定する規則で定める事項は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。）の規定の例によるものとする。

一部改正〔平成5年規則36号・16年18号〕

(確認申請書の様式及び添付書類等)

第4条 条例第6条第1項に規定する申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 条例第6条第1項に規定する規則で定める書類（図面を含む。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工事設計書
- (2) 需要者及びその人数を記載した書類
- (3) 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
- (4) 水道施設の位置を明らかにする地図
- (5) 水源の周辺の概況を明らかにする地図
- (6) 主要な水道施設の構造を明らかにする図面
- (7) 主要な導管の配置状況を明らかにする図面

3 前項第1号の工事設計書に記載する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 1日最大給水量及び1日平均給水量
- (2) 水源の種別及び取水地点
- (3) 水源の水量の概算及び水質検査の結果
- (4) 水道施設の概要
- (5) 水道施設の位置、規模及び構造
- (6) 浄水方法
- (7) 工事の着手及び完了の予定年月日

4 前項第3号の水質検査の結果は、省令本則の表の上欄に掲げる事項に関して水質が最も低下する時期における検査の結果とする。

一部改正〔平成5年規則36号〕

(変更の届出)

第5条 設置者は、前条第1項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速や

かに様式第2号の特設水道布設工事確認申請書記載事項変更届を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成5年規則36号〕

(工事完了時の検査等)

第6条 条例第7条第1項の規定により行う水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所から採取した水について、省令本則の表の上欄に掲げる事項及び残留塩素に関して行うものとする。

2 条例第7条第2項に規定する届出書の様式は、様式第3号のとおりとする。

3 知事は、前項の届出書を受理したときは、速やかに検査を行い、その結果を設置者に通知しなければならない。

全部改正〔平成5年規則36号〕

(水道の廃止及び設置者の変更の届出)

第7条 条例第8条の規定による届出は、特設水道を廃止したときにあつては様式第4号の特設水道廃止届、設置者に変更があつたときにあつては様式第5号の特設水道設置者変更届により行わなければならない。

全部改正〔平成5年規則36号〕、一部改正〔平成24年規則7号〕

(水道管理者の設置及び変更の届出)

第8条 条例第9条第2項の規定による届出は、様式第6号の特設水道水道管理者設置(変更)届により行わなければならない。

一部改正〔平成5年規則36号〕

(定期及び臨時の水質検査)

第9条 条例第10条第1項の規定により行う定期の水質検査は、おおむね3箇月ごとに、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について、省令本則の表の上欄に掲げる事項及び残留塩素に関して行うものとする。

2 条例第10条第1項の規定により行う臨時の水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがあるときに、省令本則の表の上欄に掲げる事項及び残留塩素に関して行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、検査の必要がないことが明らかであると認められる事項については、これらの検査を省略することができる。

一部改正〔平成5年規則36号〕

(定期及び臨時の健康診断)

第10条 条例第11条の規定により行う定期の健康診断は、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保有者を含む。)の有無に関して行うものとする。

2 条例第11条の規定により行う臨時の健康診断は、同条に掲げる者に前項の感染症が発

生した場合又は発生するおそれがある場合に、発生した感染症又は発生するおそれがある感染症について、前項の例により行うものとする。

一部改正〔平成16年規則18号〕

(衛生上の措置)

第11条 条例第12条の規定により設置者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 取水場、貯水池、導水きょ、浄水場、配水池及びポンプ井は、常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。
- (2) 前号の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水が、遊離残留塩素を1リットルにつき0.1ミリグラム(結合残留塩素の場合は、1リットルにつき0.4ミリグラム)以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、1リットルにつき0.2ミリグラム(結合残留塩素の場合は、1リットルにつき1.5ミリグラム)以上とする。

一部改正〔平成5年規則36号・24年7号〕

(証明書の様式)

第12条 条例第17条第2項に規定する証明書の様式は、様式第7号のとおりとする。

全部改正〔平成5年規則36号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(旧規則の廃止)

- 2 特設水道条例施行規則(昭和31年兵庫県規則第65号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行前に、旧規則の規定によりなされた申請、届出その他の手続は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成5年3月31日規則第36号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の特設水道条例施行規則の規定によりなされた届出その他の行為は、改正後の特設水道条例施行規則の規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成6年10月18日規則第70号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第75号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月25日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月26日規則第18号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第42号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第80号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第35号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日規則第79号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。（後略）

附 則（平成24年3月30日規則第7号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。